

海面における漁場計画（素案）

平成25年1月29日

大 阪 府

1 公示番号 区第2号（現行：区画第2号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

(2) 漁場の位置

泉佐野市りんくう往来南地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第2号 護岸法線上の泉佐野市、泉南郡田尻町境界から真方位43度70メートルの点

ア 基点第2号から真方位320度、284メートルの点

イ 基点第2号から真方位320度、854メートルの点

ウ イから真方位47度、440メートルの点

エ アから真方位47度、520メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、笠松、松原及び羽倉崎

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで

1 公示番号 区第3号（現行：区第3号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、基点第4号から真方位290度及び真方位305度の各線、点イと点ウを結んだ線及び点アと点エを結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第3号 護岸法線上の泉南郡田尻町、泉南市界から真方位43度47メートルの点

基点第4号 岡田漁港北防波堤基部中心点

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度432メートルの点

ア 基点第3号から真方位320度、570メートルの点

イ 基点第3号から真方位320度、1,020メートルの点

ウ 基点第5号から真方位320度、683メートルの点

エ 基点第5号から真方位320度、233メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

泉南市岡田

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで

1 公示番号 区第4号（新設）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第4号 岡田漁港北防波堤基部中心点

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度432メートルの点

ア 基点第4号から真方位290度、540メートルの点

イ 基点第4号から真方位290度、990メートルの点

ウ 基点第5号から真方位320度、683メートルの点

エ 基点第5号から真方位320度、233メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

泉南市岡田

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで

1 公示番号 区第5号（現行：区第4号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

(2) 漁場の位置

泉南市りんくう南浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第5号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位43度432メートルの点

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

ア 基点第5号から真方位320度、283メートルの点

イ 基点第5号から真方位320度、683メートルの点

ウ 基点第6号から真方位330度、950メートルの点

エ 基点第6号から真方位330度、550メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

泉南市樽井

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで

1 公示番号 区第6号（現行：区第5号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

基点第7号 尾崎港南防波堤基部中心点

ア 基点第6号から真方位259度、210メートルの点

イ 基点第7号から真方位37度75分、530メートルの点

ウ アから真方位320度、250メートルの点

エ アから真方位320度、600メートルの点

オ イから真方位320度、600メートルの点

カ イから真方位320度、250メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

阪南市尾崎町

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで

1 公示番号 区第7号（現行：区第6号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第7号 尾崎港南防波堤基部中心点

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

ア 基点第7号から真方位222度、430メートルの点

イ アから真方位320度、690メートルの点

ウ アから真方位320度、990メートルの点

エ 基点第8号から真方位320度、1,000メートルの点

オ 基点第8号から真方位320度、700メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

阪南市尾崎町

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで

1 公示番号 区第8号（現行：区第7号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで
	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

(2) 漁場の位置

阪南市鳥取地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第9号 西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位222度130メートルの点

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

ア 基点第9号から真方位310度、400メートルの点

イ 基点第9号から真方位310度、1,000メートルの点

ウ 基点第10号から真方位320度、1,000メートルの点

エ 基点第10号から真方位320度、400メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

阪南市新町及び鳥取

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで

1 公示番号 区第9号（現行：区第8号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市新町及び鳥取地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第8号 阪南市尾崎町と新町境界（トクサ川川口中央）

ア 基点第8号から真方位320度、200メートルの点

イ 基点第8号から真方位320度、270メートルの点

ウ 基点第8号から真方位266度、40分322メートルの点

エ 基点第8号から真方位255度、300メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

阪南市新町及び鳥取

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで

1 公示番号 区第10号（新設）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

阪南市貝掛地先

(3) 漁場の区域

次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界

ア 基点第10号から真方位320度、450メートルの点

イ 基点第10号から真方位320度、750メートルの点

ウ イから真方位243度30分、200メートルの点

エ イから真方位243度30分、770メートルの点

オ アから真方位243度30分、770メートルの点

カ アから真方位243度30分、200メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで

1 公示番号 区第11号（現行：区第9号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

阪南市箱作地先

(3) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町境界から真方位345度、126メートルの点

ア 基点第12号から真方位245度、780メートルの点（田山川河口右岸）

イ アから真方位345度、580メートルの点

ウ アから真方位345度、930メートルの点

エ 基点第13号から真方位、345度、874メートルの点

オ 基点第13号から真方位、345度、524メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで

1 公示番号 区第12号（現行：区第10号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第13号 阪南市と泉南郡岬町境界から真方位345度、126メートルの点

ア 基点第13号から真方位345度、174メートルの点

イ 基点第13号から真方位345度、874メートルの点

ウ イから真方位288度、370メートルの点

エ 基点第13号から真方位274度20分、587メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

泉南郡岬町淡輪

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで

1 公示番号 区第13号（現行：区第11号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町淡輪地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

ア 基点第16号から真方位102度30分、320メートルの点

イ 基点第16号から真方位358度30分、570メートルの点

ウ 基点第16号から真方位332度30分、500メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

泉南郡岬町淡輪

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで

1 公示番号 区第14号（新設）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町深日地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第16号 泉南郡岬町淡輪と深日の境界

ア 基点第16号から真方位332度30分、100メートルの点

イ 基点第16号から真方位332度30分、350メートルの点

ウ イから真方位257度30分、250メートルの点

エ アから真方位257度30分、250メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

泉南郡岬町深日

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで

1 公示番号 区第15号（現行：区第12号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで
第1種区画漁業	こんぶ養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川谷川地先

(3) 漁場の区域

次の基点第22号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第22号 泉南郡岬町多奈川谷川豊国崎

基点第23号 泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

ア 基点第22号から真方位0度、200メートルの点

イ 基点第23号から真方位350度、100メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

泉南郡岬町多奈川谷川

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで

1 公示番号 区第16号（現行：区第13号）

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで

(2) 漁場の位置

泉南郡岬町多奈川小島地先

(3) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第25号 泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ63mの点

ア 基点第25号から真方位97度、310メートルの点

イ アから真方位0度、50メートルの点

ウ アから真方位0度、150メートルの点

エ 基点第25号から真方位0度、140メートルの点

オ 基点第25号から真方位0度、40メートルの点

3 制限又は条件

(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があってもこれを拒むことはできない。

(2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

4 免許予定日

平成25年9月1日

5 申請期間

未定

6 地元地区

泉南郡岬町多奈川小島

7 存続期間

平成25年9月1日から

平成30年8月31日まで